

原子力規制委員会記者会見録

日時：令和2年1月15日（水）

場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室

対応：更田委員長 他

< 質疑応答 >

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。アベさん。

記者 共同通信のアベです。よろしくお願いします。

今日の規制委員会の中で、議題4の中深度処分の件で電事連の方に求めることを方針として出されておりましたけれども、もう少し具体的に何を意図して何を明確に聞きたいのかというのを伺いできますでしょうか。

更田委員長 少し経緯を申し上げますし、この会見でも、かつての会見ではちょっとその状況についてお話をしたことがありますけれども、中深度処分、L1というような言い方をカテゴリーではしていますけれども、中深度処分に関しては、あるところまで骨子という形で、その規制の考え方については既に示しているところなのですけれども、その後の作業なり、それを規則化していく過程で、規制側からすると、もう少し具体的な設計であるとか、施設に関する情報が固まらないと、これ以上の規則を作っていくことに困難さもあるし、そういった前へ進めることに関して疑問があった。

一方、事業者の方の意見としては、規制の中身がわからないと、設計ができないと、設計が固められないという形で、正しい比喻かどうかわからないけれども、鶏と卵みたいな形になって、双方譲らないと進捗しないという状況が生まれた。どちらがボールを持っているのか、どちらが先に前へ進めるのか。

お互いにそちらが先に前にと言っていると全く話が進まないの、そこで、規制庁に対して、よく事業者と、事業者といっても、まだ事業主体は決まっていらないのですけれども、処分を必要とする電気事業者とよく意見交換をするようにという指示をして、規制庁が事業者と意見交換を重ねてきたわけですけれども、でも、その中で事業主体が決まらない。しかも、処分地も決まらない状況の中で、さらに言えば、施設の設計が固まらない中で規制側として最大努力をすると、規則類がどこまで、あるいは審査ガイド等がどれだけ定められるかというのを検討して、事務局としては、最大限の努力としてここまでできるのかという提案が今朝あったわけですけれども、そうすると、これは、この努力をして、規則を作って、ガイドをそろえてという形になったら、今度はボールは

事業者サイドにあるのだよねということを確認しておきたかった。

経緯から申し上げますと、どちらがボールを持っているのだというやりとりがあったわけで、規制側としては、早期に策定願うとまで言われて頑張っているのだから、やった以上はその次のアクションは事業者側だよねと。規制の環境は整ったけれども、事業主体も決まらない。処分地も決まらない。これはさまざまな理由があってなかなか難しいとは思いますが、事業主体が決まらない、処分地が決まらないことの理由に、さらにまた規制を理由に挙げられたのではたまったものではないというのが正直なところなのですね。

ですから、もちろん皆さんは御理解されていると思いますけれども、事業主体を決めること、それから、処分地を選定することというのは大変難しいだろうと思いますし、さまざまな要因があると思いますけれども、これこれが進まないということの理由にいつまでも規制を挙げるのは、もうなしだよねというシグナルです。

記者 逆に言うと、決まった後でも規制を理由に挙げる懸念があるということでしょうか。

更田委員長 今までの歴史を顧みると、それは大いに予想される場所なので、くぎを刺しておきたいというところではあります。

記者 わかりました。

あと、済みません、別件になるのですが、1Fの処理済み水に関してなのですが、小委員会の議論が大詰めになってきていて、改めてになるのですが、今まで全国での放出実績があるというのは委員長は何回もおっしゃっていますけれども、それとの扱い、処理済み水は異なる位置づけというのは、確認なのですが、それでよろしいのでしょうか。

更田委員長 全く、これは国会でも質問にお答えをしましたが、トリチウムという核種に関して言えば、トリチウムを含んだ液体廃棄物を処分している、海洋に放出している例というのはこれまでもいくつもあるし、それから、これは原子力を利用する限り、世界中の各国で行われていることではありますけれども、一方で、いわゆる処理済み水、SARRY、キュリオンやALPSを経て処理された水というのは、まずは、もともとはやはり損傷した炉心を通ってきているものだということで、検知できるレベルであるかどうかは別としても、トリチウム以外の核種をかつて含んでいたものを処理したものであるため、当然、全く同列に議論することはできなくて、これは同じものではないという旨を国会でもお答えしています。

ですので、トリチウムという核種に関して放出実績があることは事実ですが、であるからこそ、事故後に発生した処理済み水であるからこそ、その処分方法についても、これだけの期間にわたって議論が続けられているわけだし、処分方法のいかにかわらず、その取り扱いについては、その他のいわゆる液体廃棄物と同列に並べて扱うことはできないだろうと考えています。

記者 最後にしますけれども、以前、韓国の記者さんだったと思うのですけれども、そのときに、一旦汚れた水だから心理的にも違うというようなことをおっしゃっていた記録があるのですけれども、そういう心理的なものを含めて、処分に当たって留意する点、技術的なものももちろんなのですけれども、挙げていただければと思うのですけれども、更田委員長 私たちに課せられている責任と、それから、与えられている権限から考えると、それはあくまで科学的かつ技術的な観点から、十分な濃度、環境や人の健康や、あるいは産物に影響が出ないような濃度になっているということを確認するのがあくまで私たちの仕事ですけれども、ただ、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と、それから、そこから発生するものの処分に関して言えば、やはり一歩踏み込んだ仕事が必要だろうと思っています。

であるからこそ、処理済み水についても、これまで見解を明らかにしてきたわけですが、そういった意味では、告示濃度制限を下回っていることの確認というのは当然のことながら、これは心理的と言いますけれども、これも会見でこちらの方から申し上げたことがあるけれども、いくら浄化されているからといっても、その経緯を踏まえたら心理的な抵抗があるのは当然で、私たちの日常生活だって、どれだけ浄化されたって、やはりそのもとが下水だったら心理的な抵抗は非常に強いですよ。

ですから、心理的な抵抗というのは、やはり場合によっては風評につながるケースがあるので、その確認のプロセスには注意が必要でしょうし、それから、これから処分方法が選定されたときには具体的な計画というのが出てきますので、具体的な計画に対してどういう観点からどういう検討を加え、結果として実施方法につながったのかというところは十分に情報を発信していく必要があるだろうと思っています。

記者 ありがとうございます。

司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。フクチさん。

記者 朝日新聞のフクチです。

今日の定例会の発言の件でなのですけれども、伊方3号の制御棒がついてきた話に関して、委員長の発言でなかなか異例ですというような発言があったと思うのですけれども、改めてこの異例ということの意味について、教えていただけますでしょうか。

更田委員長 少なくとも私の知る限り、それから、今日の委員会でも山中委員との間にやりとりがありましたけれども、私たちの知る限りにおいては珍しい事例と言っていると思います。

停止中に燃料取り出しのために上部構造物をどけていくわけですが、そのときに制御棒がついてきたという事例は、なかなか前例というものは、知る限りでは前例というものはなくて、それがラチェットという駆動機構のところの部分がきちんと外されていてそうなったのか、それとも、外したつもりが外れていなかったのか。まだしっかりとした説明を受けているわけではありませんけれども、事が制御棒に係るものですか

ら、大きな関心を持っています。

記者 その関連の中で、委員長の発言で、運転中のリスクに比べて、思われているほどリスクが低くないという研究例もあるという発言があったと思うのですが、それはどういう研究を指しているのでしょうか。

更田委員長 これはかつてちょっとお話ししましたが、停止時というのは、運転時に比べて著しくリスクが低いと思われがちではありますが、実際はこれは炉によって、炉型によっても違うのですけれども、どのくらい前かな、約10年か10年以上前になると思いますが、米国で確率論的リスク評価の研究例があります。

この中で、炉によりまして、リスクが1桁下がる例もあれば、ほとんど変わらない例もある。何で停止しているのにリスクが下がらないのだろうと思われるかもしれないけれども、停止期間中には圧力容器のふたをあけている状態の期間があるわけです。さらに言えば、安全監視系に関しても、作業のためにバイパスさせて作業を行っているケースもある。つまり、ふだん見張っているパラメータを見張ることなしに作業をしているケースもあるので、停止時のリスクというのは、それほど運転時のリスクよりも、例えば、100分の1になる、1,000分の1になるというものでは決してなくて、せいぜいワンオーダーぐらいの違いなのだという意味で申し上げました。

記者 そうすると、今回、事務局からも説明があった、モード6の状態で行ったような制御棒がひっかかってきた、つり上がってしまったことの事象をもって、安全性がどうかというところは、今のところ、特段、委員長はどのように受けとめていらっしゃいますか。

更田委員長 一般論は申し上げましたが、今回の事象で安全性がどうか、リスクがどうかとかというのは、その発言の前段の方でも申し上げましたが、PWRというのはもともと制御にケミカルシム、要するに、化学的毒物、ホウ酸ですけれども、の濃度を高めて、それをもって制御している部分がありますので、停止時には特にホウ酸濃度を非常に高くしてあるから、制御棒が抜けたところで反応度が入る、平たく言うと、アクセルを踏むような状態にはならないので、そういった意味で、実際上リスクがあったわけではないのですけれども、ただ、こういう制御棒にかかわるようなトラブルというのは、ひとつひとつの事例をきちんと理解して、今後のトラブルにつながらないようにしておく必要があるので、そういった意味で、今回の事象に関しては、関心を持って取り組もうと考えています。

記者 わかりました。

あと、もう一点、最後に、山中委員の発言で恐縮ですけれども、事業者の深刻度が軽過ぎるのではないかというような発言があったのですが、そこは山中委員とやりとりがあれば、どういう意図だったのか教えていただきたくて、もしなければ、どういう意図でおっしゃった発言だと認識されていますでしょうか。

更田委員長 個々の委員の御発言は個々の委員の御発言なので、それを私が解説するの

はふさわしくないと思いますけれども、ただ、たまたま私と山中委員は分野が近いので、こういう意図であろうと私の推測であるという意味で申し上げると、例えば、保安規定がどういった状態のところまでカバーしているか。それから、制御棒が所定の位置にないということをもって法令報告とするかどうかというのは、条文に当たると、今回の事例というのは珍しい事例と先ほど申し上げましたけれども、法令報告に当たるのか、当たらないのかというのがすばっとわかるようなものでもなかったのですね。

そういった意味で、四国電力から法令報告として扱うという連絡が入ったのは今日ということなので、そういった意味では、事業者の四国電力が今回の事例の捉え方に、法令報告として捉えるのに少し日数がたったということをもって、軽く考えなければいいなという表明だと私は受けとめました。

記者 わかりました。

最後と言って、もう一点だけ。

そうすると、今日の報告になったことについて、委員長としては、それは遅過ぎる、あるいは遅いという認識はお持ちではないのでしょうか。

更田委員長 そうですね。これは事業者は迷っただろうなというか、事業者がこれを法令報告として扱わないでも済むのではないかと考えるマインドは想像できなくもないのですね。ただし、これを法令報告として扱うかどうかのいかんにかかわらず、どういった事例であったのかというのは広く関心の持たれるところではあるので、私自身は、法令報告という判断をするのが今日になったということは、それほど目くじらを立てることもないかなと私自身は思っています。ただ、個々の委員によって御判断は違うかもしれません。

記者 ありがとうございます。

司会 フジオカさん。

記者 NHKのフジオカです。

明日の規制委員会の臨時委員会で東京電力の小早川社長を招いた会合になると思うのですけれども、以前、委員長は、1Fで工事や作業のミスが相次いでいることについて、人手不足なのではないかということをお指摘されていたと思うのですけれども、こういったことを踏まえて議論されることになるのでしょうか。

更田委員長 それはそうなると思います。

記者 もう少し具体的に、どのような議論を運べればとお考えですか。

更田委員長 なかなか、先方の提案もあるかもしれないし、そのお考えを聞くまではなかなかどういった議論になるかというのを予想するのは簡単ではないし、また、予断も持つべきではないとは思いますが、ただ、一方で、先週以前の時点ですかね。ちょうど先週の火曜日が水曜日ぐらいの時点ですか。私はこれは報道を通じて知ったのですが、資源エネルギー庁の方から作業員の増員というのが計画の中で示されている旨

のインタビューに答えるものがあつたと。

確かに作業員の増員というのは、強化というのは、これは当然、作業内容によって増減があることだろうから、このこと一事をもって、強化かどうかというのはなかなか判断しにくいところもあるし、さらに言えば、一連のミスというのは、協力会社の方やそういった契約先のというよりも、東京電力自身による確認の至らなさによって起きた部分があるので、これは増員が何を指しているのかというのは聞きたいと思っています。

というのは、当然、作業員の総数は発注数を増やせば増えるわけですがけれども、それよりも私たちが関心を持っているのは、東京電力自身がどれだけのリソースをきちんと福島第一原子力発電所に対して投下するのかということに関心を持っているので、単に作業員の増員ということではなくて、その中身を伺いたいとは思っています。

記者 中身次第ということだと思のですけれども、それで、少し、多分、改善の余地が必要だと感じられた場合は、規制として何か動くということはあるのでしょうか。
更田委員長 そうですね。そこはそもそもそういった権限があるのかどうかですけれども、なかなか難しいかもしれません。ただ、東京電力は、現在、福島第一原子力発電所の廃炉だけを行っているわけではないので、当然、人的な資源の配分というのは、東京電力ホールディングスの裁量をもって行える環境下にあるので、これはやはり明らかにいわゆる人手不足のようなものが原因でミスや不具合が続くようであれば、これは繰り返しでも、東京電力に対して考え方、対処法を問うていくことになるだろうと思います。その先がもしあつたとしても、それはちょっと今の時点でなかなか予想でもってお話しするのは難しいですね。

司会 それでは、サイトウさん。

記者 毎日新聞のサイトウと申します。

中深度処分について、ちょっと細かい確認なのですけれども、委員会の中で委員長がおっしゃっていた言葉の中に、ルール作りにリソースを投入する規制庁側の理由が疑われるというような御発言があつたと思うのですけれども、ちょっとその意図がよくわからなくて、誰に何を疑われるのか。

更田委員長 理由が疑われるというか、正確にそういう発言だったかな。ちょっと確認しないとわからないですけれども、発言の趣旨ははっきり覚えていて、趣旨としては、今日、報告もあつたように、L1、いわゆる中深度処分についての検討を行う人たち、それから、L2、L3というより低いレベルのトレンチ処分、ピット処分についての検討を行う。それから、これは処分とは異なりますけれども、クリアランスについての検討をする。この部隊というのはやはり同一の部隊なわけですよ。その中で優先順位をきちんと考えなければいけない。

さらに言えば、先般、これまでも議論もあるように、ウラン廃棄物も一つの課題になっていると。では、このL1、L2、L3のどこにどれだけ前進させるニーズが高いのか。ク

リアランスはどうなのだ。さらに言えば、ウランのクリアランスとウランの処分に関して、どう考えるべきか。

本当に今、L3の規則やガイドを整備することがプライオリティーとして高いのかどうかというところが重要なところで、確かに決してプライオリティーは低くはないと思うのです。今後、解体廃棄物等々が出てくることを考えておけば、L1廃棄物に関するルール作りを前へ進めておくということは意味のあることではあるのですが、ただ、本当にこれがトッププライオリティーですということは、なかなか事業者からヒアリングした、意見交換した後でもなお、なかなか明確でない部分があると。

というのは、先ほども申し上げましたように、事業者としては早期に策定願いたいと言っている一方で、事業主体は決まっています。候補地も決まっているわけではないです。そういった状況で本当にこのL1に係る作業を前へ進めて、ルール作りを前へ進めて、次のステップにつながるのかどうか不透明な中で、これを最も高いプライオリティーとして考えていいのかどうかということは明確にしておかなければいけないなという意味で申し上げました。

司会 それでは、どうぞ、フクオカさん。

記者 日経新聞のフクオカです。

L1の廃棄物に関して、1点確認させてください。

先ほど委員長の会見の中でのやりとりで、事業者側から立地点とか事業主体を決められないことの理由に規制が挙げられてはたまったものではないので、その言質をこれらとりにいって、規制を理由に挙げませんよということを事業者に言わせようとしているのだと思うのですが、それができれば、例えば、事業主体ですとか処分地の選定は、もう事業者、どれだけ時間がかかろうと、事業者が自分たちの責任でやってくださいという立場なのか、それとも、早くやるべきだというお立場なのか、それについてはいかがですか。

更田委員長 処分に関しては、時間のスケールがほかのものとは随分違うので、早いといっても、なかなかほかのものと同列に並べての早さで語ることはできませんけれども、ただし、現在、廃炉を決めた炉は随分たくさんあるわけで、その廃炉作業が進むにつれて解体廃棄物が出てきます。解体廃棄物の中には、クリアランスできず、さらに、L2、L3では処分できなくて中深度処分に相当するものが出てきます。これについて、なければ今度は廃棄物管理の状態になるわけで、おそらくなかなかサイトから出ていかないという形になるのだらうと思います。

一般論から考えて、廃棄物が長期間にわたって管理になるということは、平たく普通に考えて好ましいことではないし、それから、ただ、一方で、規制環境が整った、規制環境というのは、ルールの環境が整ったからといって、事業主体の決定や候補地・処分地の選定が加速するとも思っていないです。

むしろ、本来、規制環境が理由ではないのに、規制環境を、上げやすいから、理由に挙げないでに近いですね、ほとんどね。どれだけルールメイキングが整ったとしても、候補地や事業主体にかかわる問題の難しさというのは別のところにあると認識をしています。

記者 ありがとうございます。

司会 ほか、ございますでしょうか。ヒノさん。

記者 毎日新聞のヒノです。

先週に続いて大山の火山の報告徴収命令の決定の経緯についてお伺いしたいのですが、1月13日の朝刊で、問題の例の意思決定に影響しないということで、1年未満の保存でシュレッダーで廃棄された資料がどのように作られたのかという経緯を、規制委員会から開示されたメールをもとに報道したのですね。資料に3幹部の感触を聞きまして、2案を書いて、どちらの案がいいか議論していく方向になりそうですと。あと、再度の検討については長官指示ですので了解ですと。こうした経緯を書いて、規制庁から反論というか、抗議文なのかわからないですけども、ホームページ上に掲載されていたのですけれども、改めて、その後、翌週の12日の公開の委員会では報告徴収命令案しか委員会に出てこなかったという経緯も踏まえて、先週の記者会見で委員長が資料に基づいて議論はしなかったと、あの場で何らの意思決定も選択もしていないとお話しになっていましたけれども、この見解に変更はございませんでしょうかね。

更田委員長 全くありません。

記者 ありませんか。この資料、でも、こういう経緯で再度の検討をしていく、どちらの案がよいか議論していくと、この議論の場ではなかったということでもよろしいのでしょうか。

更田委員長 まず、そもそも、DNP、今回の大山生竹テフラに関するものですが、大山生竹テフラが、いわゆる規制を考えると時の新知見に当たるかどうかという判断は、御指摘のブレンストーミングの前に、11月21日の時点で、記者会見で、一般論としてこういうアプローチになりますと、私、この会見の席上、申し上げます。それはホームページにも載っているけれども。基本的にまだ、新知見に当たるかどうかということに関して、当時、被規制側、関西電力は、新知見であること自体を認めていなかった。それから、具体的な発電所でどれだけ影響が出るかということの評価もしていなかった。その時点でそういった状態で、報告徴収も何もありませんから。11月21日の会見で、基本的にはバックフィットに似た形になって、まずは事業者の評価を求めて、その上できちんと検討してもらった上で、強化する必要がある場合には強化を行うと。一般的なやり方について、私、会見でお話しして、それがそのとおりになったわけですが、そのときに、純粹に手続に関しては、これは行政庁なので、行政上の手続がどうなるかという検討を規制部にしてもらいましょうということで、決定はその後の委員会で決まっ

たと、そういった経緯ですので。

記者 しかし、11月21日、私も今、資料が手元にないのであれですけれども、委員会の中では、規制上の取り扱いを検討するように規制庁側に命じている、指示していると私は記憶しているのですが、今の話と若干食い違うようにも聞こえるのですけれども。11月21日の委員会で大山生竹テフラの知見をどう評価するかが委員会の議題になりましたね。そのときにたしか委員長は、規制上の取り扱いを検討するように規制庁側に指示したと私は記憶しているのですけれども、それは間違いありませんね。

更田委員長 規制上の手続について、会見の抜粋がホームページに改めて上げてありますので、その抜粋を見ていただければ明らかだと思いますけれども、そのときの私の発言、今ここで改めて、手元に資料があるので繰り返しますけれども、「今日の委員会でも規制部に今後の規制の対応について検討を指示したところですので、その検討結果を待つべきだと思っています。これだけではちょっと余りにそっけないのであれですけれども、いわゆる今まで行ってきたバックフィットと同じ、ないしは似た扱いになるのだと思います。例えば、規則や基準の中である一定値が定められていて、その値が引き上げられたらバックフィットをかけるというような例ですけれども、今の基準や規則の中では、想定される自然現象に耐えられるようにという書かれ方をしている、想定される自然現象に対して新たな知見を得た。噴出量が言ってみれば大きく引き上がったわけですから、想定が変わったわけなので、これまでのバックフィットにならったような扱いになるのだと思います。ですから、噴出量が大きくなったシミュレーションにおいて、改めて各発電所にどれだけの降灰を考えるべきかと、これはきちんと検討してもらって、火山灰対策を強化する必要があると評価された場合には、その強化を行ってもらう。これが一般的には予測されるものですが、それを規制上、行政庁ですので、どういう手続にのっとって進めるかというのは、規制部の検討を待ちたいと思います。」というのが当時の発言です。

記者 私が聞いているのは、あの12月6日の事前会議で、文書指導案と報告徴収命令案、両方書かれた資料が出てきて、これに基づいて比較考量して検討していませんかという御質問なのですけれども、それについては。

更田委員長 していません。

記者 していませんか。よろしいですか。あと、事前会議は資料説明の場にすぎなくて、ブレンストーミングだったからと、これが打ち合わせ資料、議事録を作成していない理由かつ配付資料を廃棄した理由だと思うのですけれども、この評価は会議の前に決めているものなのですか。それとも会議の中身を見て、後から、ああ、これは意思決定には関係ないよねと言って議事録を作成しなかったり、資料を廃棄するものなのですか。どちらですか、これって。

更田委員長 もともと、そもそも5人の委員が出席していないもとで意思決定がなされるということはありません。

記者 そうすると、原子力規制委員会はずっと透明性というのを看板としてきたわけですが、2012年の9月の発足時に定めた透明性確保の方針で、今、委員長がおっしゃったことと多分、同義だと思うのですけれども、委員3人以上の打ち合わせについては議事要旨と資料をホームページ上で公表するとしています。中身を見ると、説明したとか、報告したというばかりで、本当にこれは個別規制議事案の議論とか、規制内容について議論しているものかどうか、正直、読み取れない内容ではあるのですけれども、それは置いておいて、3人以上についての打ち合わせというのは、自動的に議事要旨を作成しているという理解でいいのですか。議決する可能性があるから。

更田委員長 いや、議決する可能性はゼロなのですけれども、ただ、3人以上集まると、そこで多数派意見が形成してしまうおそれがあるから、3人になったときというのは、議事概要を作成することになります。

記者 そうすると、委員2人以下、今回の場合、委員長と石渡委員が出席されているわけですが、議事録を何でこのとき作らなかったのかということを確認しているのですね。規制庁の広報室に対して。それに対する答えが、2人以下だからなのかなと思って、返ってくるかと思ったら、全く違う答えが返ってきました。意思決定の過程に当たらなかったからという答えなのです。食い違うのですよね、すごく。議事録を作成しなかったり、資料を公表しなかったりする理由というのは、委員の人数なのか、それとも打ち合わせの内容によるものなのかがわからないのですよ、はっきり申し上げて。これはどっちなのですか、一体。

更田委員長 そもそも私たち委員が、水曜日の午前中に行っている委員会ないしは臨時委員会と呼んでいるもの以外の場所で意思決定をすることはありません。ただ、先ほど申し上げたように、3人出席して、打ち合わせや議論のようなことをしてしまうと、そこで多数派意見が形成されるおそれがあるので、そういった場合には、そういったことがないことを示すために議事概要を作りましょうということになっています。事実上、3人以上が出席して議論することは、ふだんやっていません。さらに言えば、内容のいかに問わず、先週申し上げたように、各委員それぞれ委員会に出席するに当たって、自らの意見を形成するプロセスというのはあります。だけれども、委員会としての決定というものは事実上やりようがないわけですね。であるから、それは意思決定のプロセスに当たらないと広報室は答えたのだと思います。

記者 先週、記者会見で委員長が、私が資料を家に持ち帰って読むのも、図書館で教科書を借りて読むのもプロセスになる。どこまでが公開する意思決定のプロセスかはそれぞれの見解があるというお話をしたのですけれども、これ、正直、かなり極端な理論ですね。そう思う人ってほとんどいないのではないですか。実際、実務にかかわっている方で。こんな歪曲した、誤った理解をされていていいのだろうかというのは正直思ったのですが、経緯も含めた意思決定に至る過程というのを、打ち合わせがそれに該当するようだったら記録しなさいというのが公文書管理法やガイドラインの趣旨だと私は理

解しているのですが、そこにおいては前提は共通していますよね。

更田委員長 全く歪曲に当たらないのは、御指摘のいわゆるブレーストーミングにしても、私の考えを整理するために行ったもので、それはさまざまなケースがあるけれども、資料を読んでいるときの考えも同じだし、図書館で本を借りて読むのも同列のものなので、それらと同列のブレーストーミングであって、それは私個人の意思を決めるためのプロセスであるかもしれないけれども、そもそも委員会の意思を決めるプロセスというのは、今、委員会でのみ行っている公開の委員会、さらにはセキュリティにかかわる場合は非公開の委員会もありますけれども、委員会で行っているので、このブレーストーミングを問題にされるのであったら、私が資料を持って帰って読むのも、図書館で本を借りるのも同列だという意味で申し上げました。これは歪曲には当たらないと考えています。

記者 意思決定の場と意思決定の過程というのを混同なされていらっしゃるのではないかと思うのですが、観点を変えてお伺いしたいのですけれども、公文書というのは基本的に意思決定の過程が常に問われてきた歴史だと思うのですね。僭越ながら。2017年12月にいろいろな公文書のスキャンダルを受けて、公文書管理ガイドラインが改定されて、打ち合わせ記録、意思決定の過程に当たるものについてはちゃんと記録しなさいよということは明確にされたと思うのですが、これを受けて規制委員会で何か変更した点がありますか。打ち合わせ記録について。

今井長官官房公文書監理官 公文書監理官の今井でございます。

後づけに必要な資料についてはきちんと記録するよというところで、庁内に周知しております。

記者 これは二つの案が出てきて、一方が公開の委員会に出されなかった。二つの案を比較検討したと思われるとしか考えようがないこの会議が、意思決定の過程に当たらないという考え方はあり得るのでしょうか。

更田委員長 それに先立つ会見でもお話ししているように、一方の、結果的に委員会に示されなかったものというのは、そもそも案にたり得ていないのですね。ですから、箸にも棒にもかからないものが、途中のプロセスで机の上に置かれたかもしれないけれども、そもそも箸にも棒にもかからないものだから、その資料をもとに議論なんか、ブレーストーミングなんかしていないし、それから、結果的に委員会としてはもっともな案が事務局から提示をされて、5人の委員がそれに賛同したという、そういう結果だと思えます。

それから、もう一つ、委員会としての意思決定と、それから、個々人の、個々の委員の意思決定のプロセスとを峻別してお尋ねいただきたいと思えます。

記者 それは私が逆にそう言いたいぐらいですが、では、箸にも棒にもかからないという評価はこの事前会合の中ではされていらっしゃるということによろしいですか。

更田委員長 少なくとも私はその前の会見で、バックフィットに当たる扱いをすること

になるだろうと考えて、私としての意見を表明していますから、ブレインストーミングの際にも、そういった手続はどういうものかということについて話を聞いたというプロセスであって、2案比較というのは全く当たりません。

記者 今のは前段と後段で説明が違うようにも感じるのですが。今の説明だと、比較検討していないというのと、その前の根拠はいまいちずれているような気がしたのですけれども、ちょっとわかりにくかったですね。

更田委員長 そもそも新知見に当たるということに関して、委員会としてこれを認定したと。新知見を認定した後のプロセスというのは、DNPに限らず前例がバックフィットとしてあるので、そのバックフィットにのっとったやり方をするのが最も、多分、そうなるのだらうと思いますということを会見で申し上げた。結果的にそれを行政手続上の紙にして、その後の委員会で事務局から提案されて、5人でこれでいこうと決めた、それがプロセスです。その途中の過程において、盛んに2案比較と言われるけれども、2案比較と言われても、一方の案とされるものは、私が会見で申し上げたストーリーとも著しく異なるものだし、事実上、関西電力はそれが新知見に当たるかどうかに関しても同意をしていない状態、さらに個別の発電所に関して評価もしていない状態だから、そもそも先ほど申し上げた表現で言うと、箸にもかからないものだから、箸にも棒にもかからないものと、もともと私が会見で申し上げたことにのっとったものを比較するというのは時間の無駄だし、そういった資料をもとに議論をしたというのは事実としてありません。

記者 わかりました。

司会 それでは、イワタさん。

記者 日本テレビのイワタです。

原発の新設について質問したいのですけれども、国内唯一の新設原発とも言われている中国電力の上関原発について、先月、事業者の中国電力は、建設に向けて海域のボーリング調査を行いました。現状、規制委員会の中で、上関原発の位置づけはどういったものなのでしょうか。

更田委員長 まず、上関について、これまで委員会で議論したことはありませんし、そもそも私たちの規制のプロセスというのは、原子炉設置許可に係る申請があって始まるものなので、そういった意味では、議論もしていないし、全く白紙と言っていいと思います。

記者 ホームページには、旧保安院時代の申請というものが出ていると思うのですけれども、その過程の中で、現状で、規制委員会の中で、これはいわゆる新設原発、事業者は唯一の新設原発だと言っているのですけれども、新設原発の審査中、形式上であっても審査中というステータスなのでしょうか、今、規制委員会の中では。

更田委員長 保安院が申請を受け付けていて、保安院そのものが消えたわけなので、そ

れをもって改めて規制委員会、規制庁に対して申請がなされていない以上、これを申請中と捉えるのはなかなか苦しいのではないかと思いますけれども、これはあくまで手続上の話なのだけれども。

司会 手続上は一応、申請されていることになっています。

更田委員長 申請中ということになるのだろうけれども、それを実態的に申請と考えるのは、というのは、その後、設置変更許可にかかわる議論等が一切なされていないわけなので、役所が言うように、紙の上というか、ルール上では申請中という扱いになるのかもしれないけれども、事実上、それを申請中ということはないのだろうと思います。記者 現状、政府方針としては、現時点で新設原発は想定していないということなのですけれども、経産省などが言う話では。規制委員会としては、この原発というのは、形式上、審査中ということですからすけれども、このまま話が進んでいけば、新設だという認識でおられますか。

更田委員長 これははっきり言ってみ解は持っていないというのが一番正しい答えだと思っています。持っていないというのは何かというと、新設であるか、新設でないかということは、規制当局として判断の対象でもないし、それによって扱いが変わるものではないので、私たちは当該炉が新設であるか、ないかということに関心を持っているわけではないし、また、それを認定というか、何らかの形でどちらかだとカテゴライズするのも規制委員会の役割ではないと思っています。

記者 同じような質問になってしまって申し訳ないのですがすけれども、昨年6月の国会では、当時の世耕経産大臣が、上関原発の新設を認めるかどうかは規制委員会が判断することと述べています。これは新設を判断する主体は規制委員会ともとれる発言なのですからすけれども、委員長の御所見はどうでしょうか。

更田委員長 新設であるか、そうでないかを決めるのは規制委員会ではありません。そもそも私たちは決めることに意味を持っているわけではなくて、ですから、これが新設である、既設であるという議論は、私たちに問われても、私たちは答えを持っていないし、持とうともしていないというのがお答えです。

記者 そうしますと、現状、中国電力は保安院時代に重要電源開発地点と認定されたことによって、保安院に対して設置許可の申請を行った段階が続いているということですからすけれども、現状、中国電力が新規制基準にのっとった設置許可申請なり、変更申請なりが出てきたら、審査はするものなののでしょうか。もしくは、中国電力の上関にかかわらず、どこかの電力会社がとりあえず審査してくださいよと出てきたとしたら、申請してきたら、規制委員会としては、新設であろうがなかろうが審査はするものなののでしょうか。

更田委員長 私の理解では、私たちには拒否をする権限がないと思います。つまり、申請そのものを、申請段階で拒否する権限は持たされていないと思うのです。そして、その後、申請を受けた以上は、申請内容が妥当なものであるかに関して、ただ、これは余

りにも仮定の御質問なので、なかなか正確に答えることに難しさはありますけれども、私たちとしては、持っていない権限を行使することはできないので、私の理解では、申請そのものを申請段階で拒絶するという権限はないと思っています。

司会 マツヌマさん。

記者 赤旗のマツヌマです。

上関のことで今ちょっと伺っていて伺いたいと思ったのが、もし新規規制基準に向けて申請がなされた場合、審査はもちろんすることになるのだと思うのですが、新設であった場合に、既設の場合と大きな違いは、立地指針の問題があると思うのです。新規規制基準になって、過去の立地指針は参照されなくなったと。自然からのハザード評価などは、新規規制基準の中に折り込まれているのだということですが、明らかに国際的な基準とか過去のものとは比べて、事故時等の環境への影響というものが起こっている状態だと思うのですね、今の規制基準の中では。そうしますと、この辺の議論は、仮定の話であれなのですけれども、新設であれば当然それは議論されないといけないと思うのですが、この辺、いかがでしょうか。

更田委員長 まず、明確にしておく、委員会の意思とか、委員会の見解ではなくて、私個人の見解を申し上げますけれども、これは多分、議事録をすごく漁ると、かつての議事録の中に出てくるのではないかと思うのですが、今、新規規制基準と呼ぶものを議論したとき、検討チームを作って、実用発電炉の規制基準というものを検討したわけですが、1回目が2回目ぐらいのときに、たしか質問があったのだと思いますけれども、新設をどう考えるのだと。これはまず新設抜きだよという議論があったと記憶しています。

なぜかという、今のマツヌマさんのお尋ね、立地指針ですが、立地指針に限らず、国際的な議論の例では、ある時点から新設と既に存在する炉に対する要求に関して、区別ないしは、そうですね、区別というべきですかね、違うアプローチをとるのが、いくつかの国でとられています。例えば、安全目標や性能目標に相当するものをとってみても、イギリスの場合はダブルスタンダードになっています。私はどこまでを既設と呼んで、どこからを新設と呼ぶのかは各国の事情によって異なりますし、イギリスの事例を正確に承知しているわけではないのですが、原子力発電所の建設が長くなかった期間がイギリス等にはありましたので、それ以前とその後という意味なのだろうと思われましても、求める安全上の性能も、新たに作る炉に対しては、より厳しく求めるというアプローチをとっている国がいくつかあります。

さらに言えば、最近、IAEA等で、安全上ないしは規制上の要求事項について議論するときに、新設炉に焦点を絞って議論が行われるケースがいくつかあります。そういった意味で、余りに仮定の質問だとおっしゃったけれども、余りに仮定なので、仮定上のごとしてお話ししますけれども、これから新たに設計して作るような炉の審査の場合に

は、その前段に、前もって、少し委員会として議論して、しっかりした見解を持つべきだろうと思っています。というのは、設計が大きく変わる場合には、新設炉ならではの特徴というものもあるし、それから、ゼロから建設するものに対して要求するときのアプローチというのは当然異なってくるので、立地にかかわるものだけでなく、全体の要求のあり方というのは、新たにこれから設計するものに対して、そもそも同じであっていいのかという議論は、私はあってしかるべきだと思っています。

司会 それでは、以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -